

## (第12次) 労働災害防止計画 骨子 (案)

第12次労働災害防止計画は、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の目標年度である平成32年度(2020年度)に向けて、平成25年から平成29年度までの5年間に、国(厚生労働省)が取り組む中長期的な計画とする。

### 1. 計画のねらい

労働安全衛生施策の選択と集中を進めるとともに、行政、労働災害防止団体、事業者団体、専門家等が連携し合い、協働して労働災害防止に取り組むことにより、より効果的に対策を推進し、誰もが安心して働ける職場環境を実現する。

### 2. 社会的背景と対策の方向性

(※社会的要因についての分析、それに基づく労働安全衛生施策の方向性について、重点施策につながるように整理して記載する。)

### 3. 目標

新成長戦略の目標である「平成20年(2008年)と比較して、平成32年(2020年)までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数と死亡者の数を3割減少させること」の達成に向けて、「この計画の最終年に当たる平成29年までに、平成20年(2008年)と比較して、労働災害による死亡者の数を30%、休業4日以上の労働災害による死傷者の数を22.5%減少させること」を、この計画期間中の目標とする。

(過去の推移) 死傷者数 平成20年から平成23年の4年で6.7%減少  
死亡者数 平成20年から平成23年の4年で19.2%減少

### 4. 重点施策

- (1) 労働災害・業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会・企業・労働者の安全に対する意識変革の促進
- (4) 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進
- (5) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

## 5. 重点施策ごとの具体的取組

### (1) 労働災害・業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

#### 問題意識

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた製造業や建設業などの業種、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。

#### (災害多発業種への取組)

- ・労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ過去5年で14.3%減、19.9%減と、着実な減少が見られるものの、昨年来増加傾向が続いており、留意が必要な状況にある。一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業（特に小売業、社会福祉施設）や陸上貨物運送事業は、それぞれ0.6%減、0.9%増とほぼ横ばいで、全体に占める割合が増加している。
- ・第三次産業や陸上貨物運送事業は、建設業や製造業に比べ、生命に関わる度合いの小さい転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られる。厳しい国際競争による国内の製造業等の縮小、国民の需要構造の変化、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大等により、社会全体のサービス業化がさらに進むと見込まれることから、こうした特徴に留意しつつ、第三次産業、陸上貨物運送事業への重点的取組が必要である。
- ・陸上貨物運送事業については、交通労働災害が全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約7割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約7割が、荷主先等の構内で発生している。事故の型については、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多い3割を占めている。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業者だけで労働災害防止対策を講じるのではなく、労働災害発生場所を管理する荷主先等と連携して、荷役作業中の労働災害、とりわけ墜落・転落災害の防止対策を進める必要がある。
- ・建設業は、重篤な労働災害発生割合が高く、高所からの墜落・転落災害をはじめ、依然として死亡災害の最多発生業種である。さらに、東日本大震災の復旧・復興工事が今後本格化する中で、被災地の建設復興需要の増大により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中するとともに、被災地以外の地域では、人材が不足し、この結果、全国的に人材の質の低下、現場管理の劣化等が懸念される。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。
- ・製造業は、安全衛生活動に長い歴史と実績があり、労働災害の防止活動も活発であるが、機械災害など重篤で障害の残る労働災害の割合が高く、依然として労働災害全体の2割を占めている。昨年来の労働災害の増加の背景には、団塊の世代の引退や経営環境の悪化などによる安全衛生体制の弱体化も懸念され、留意が必要である。

#### (健康面を巡る課題)

- ・健康面では、労災認定件数が増加している精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、

労災認定件数が高止まりしている脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策について引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境の改善が必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務の複雑化、高度化、迅速化等が求められ、業務が一部の労働者に集中することによる過重労働が発生しており、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、ワークライフバランスやワークシェアの観点からも長時間労働の抑制が求められている。

- ・また、印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。
- ・さらに、業務上疾病の大半を占める腰痛が、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げているほか、夏季を中心に依然として頻発している熱中症対策の強化、東電福島第一原発事故後の対応に当たる労働者の被ばく防止が喫緊の課題となっている。

### （業種横断的な課題）

- ・リスクアセスメントの導入は進んでいるが、中小規模事業場の取組が遅れている。また、リスクアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。
- ・就業構造基本調査によれば、60歳以上の高年齢労働者の数は、平成14年から平成19年の5年間で約400万人から約550万人と、約36%増加している。また、労働災害に占める60歳以上の割合も、平成19年から平成23年の5年間で、16.3%から20.5%に増加している。さらに、平成22年の労働災害発生率でみると、死傷災害は千人当たりで全年齢平均2.14に比べ60歳以上は3.08、死亡災害は1万人当たりで全年齢平均0.22に比べ60歳以上は0.47と、高年齢労働者は非常に高い数値となっている。今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想され、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に起因する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

## 講ずべき施策

今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組む。

### ア 重点とする労働災害多発業種対策

#### （ア）労働災害件数が減少していない災害多発業種対策

##### （目標）

平成20年（2008年）と比較して、平成29年（2017年）までに第三次産業と陸上貨物運送事業の労働災害による死亡者の数を30%、休業4日以上労働災害による死傷者の数を22.5%減少させる

（参考）過去の推移	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
・第三次（死亡者数）	335	→ 341	→ 322	→ 374	→ 295
（死傷者数）	47,505	→ 47,175	→ 43,747	→ 45,594	→ 47,216
・陸運業（死亡者数）	196	→ 148	→ 122	→ 154	→ 129
（死傷者数）	13,427	→ 14,691	→ 12,794	→ 13,040	→ 13,543

第三次産業や陸上貨物運送事業は、労働災害に減少傾向が見られず、労働災害全体に占める割合が増加していることから、労働災害多発業種として重点的に取り組む。

## ○第三次産業対策

第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設、飲食店に重点的に取り組む。

### ◆安全衛生管理体制の強化

- ・労働災害防止対策を進める上で、責任者を明確にする観点から、現在の安全管理者制度を参考にしつつ、第三次産業の実態に即した効果的な安全管理体制の構築を検討する。
- ・パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い第三次産業では、雇入れ時教育などの現場の安全衛生活動が低調であると見込まれることから、非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握を進める。その中で、非正規労働者に対しても雇入れ時の安全衛生教育を徹底する等現場の安全衛生活動が十分に実施されている好事例の収集も行い、これらの実態や好事例を踏まえつつ、正規・非正規の別を問わず充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう、指導する。

### ◆小売業に対する集中的取組

#### ①大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・小売業では、労働者の不安全行動に起因するとの意識が強くなりがちな転倒災害が最も多く発生している事故の型であることから、職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、先ずは大規模店舗又は多店舗展開をしている企業に対して重点的に意識啓発・動機付け等に係る指導を行うことで、トップダウン形式による労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

#### ②バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生していることから、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・小売業での安全管理について、国内外の好事例を収集し、意識啓発・指導に活用するとともに、それらの事例をもとに、経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルを作成し、その普及を図る。
- ・多発している滑りによる転倒災害や切れ・こすれ災害を防ぐため、作業性、安全性、経済性を両立する安全靴や安全手袋などの保護具の開発を促進し、普及させる。

## ◆社会福祉施設に対する集中的取組

### ①介護労働者に配慮した介護手法の普及

- ・社会福祉施設に対しては、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。
- ・上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報に基づき、マニュアル等を見直し、普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。

### ②介護事業者に対する腰痛予防教育手法に関する講習の実施

- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

## ◆飲食店に対する集中的取組

- ・飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めていることから、これらの事故の型による災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等を作成し、普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。

## ◆第三次産業に対する対策の類型化と普及

- ・労働安全衛生総合研究所の協力を得つつ、個別業種、労働災害の発生要因ごとに、事業場で取り組むべき対策を類型化して取りまとめ、第三次産業に対する意識啓発、指導等に取り入れていく。

## ○陸上貨物運送事業対策

### ◆荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・陸運業の労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携しつつ、「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」を周知・普及する。
- ・荷台からの墜落防止装置を装備したトラックや荷主先等に備える移動式プラットホーム等の普及を図るための支援措置を検討する。

### ◆トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

- ・荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。

### ◆荷主による取組の強化

- ・荷主が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送での運送業者側、荷主側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、それぞれが実施すべき事項等について、役割分担に基づく措置の実施を促進する。

## (イ) 重篤度の高い労働災害が多発し、増加が懸念される業種対策

### (目標)

平成 20 年（2008 年）と比較して、平成 29 年（2017 年）までに建設業の労働災害による死亡者の数を 30%、休業 4 日以上労働災害による死傷者の数を 22.5% 減少させる

(参考) 過去の推移	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
(死亡者数)	461	→ 430	→ 371	→ 365	→ 342
(死傷者数)	26,106	→ 24,382	→ 21,465	→ 21,398	→ 22,372

建設業は、他の業種に比べて災害の重篤度が高いことに加え、昨年来労働災害が増加傾向にあり、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等により、全国的に労働災害の増加が懸念されることから、重篤災害発生業種として重点的に取り組む。製造業も昨年来労働災害が増加傾向にあることから、重篤な災害に繋がりがやすい機械災害に重点をしぼりつつ、労働災害防止団体の協力も得て取組を進める。

## ○建設業対策

### ◆建設工事発注者に対する要請

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事について、同様の取組が取られるよう広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベスト飛散防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携しつつ、重点的に対応する。

### ◆墜落・転落災害防止対策

#### ①足場以外の場所からの墜落・転落災害防止対策の検討

- ・墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落災害は約 15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落災害が約 4 割を占めているため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、労働安全衛生総合研究所と協力して、こうした場所からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を開発し、普及させる。

#### ②ハーネス型の安全帯の普及

- ・一般に広く使用されている腰ベルト式の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下でハーネス型の安全帯を義務付ける等、墜落時に衝撃が少ない安全帯を普及させる。

## ◆解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事が増加することが見込まれることから、以下の対策を講じる。

### ①アスベスト飛散防止対策

- ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれることから、引き続きアスベストの飛散やばく露防止を徹底するとともに、環境省や地方公共団体と連携し、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案については厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

### ②解体工事の安全対策

- ・老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策について検討し、ガイドラインを示す。

## ◆震災復興工事・自然災害の復旧・復興工事対策

- ・東日本大震災の被災地での復旧・復興工事の労働災害防止対策を着実に実施する。また、避難指示解除準備区域等で行われる除染作業や生活基盤の普及作業での安全対策（高所からの墜落防止、重機災害の防止）を着実に実施する。
- ・近年、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されることから、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・新規参入者等に対する安全衛生教育の確実な実施等を促すため、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

## ○製造業対策

### ◆機械災害に対する重点的指導

- ・機械災害が頻発している製造業を重点に、機械災害が発生した事業場に対して、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械の安全性に問題がある事案については、製造者に対して改善指導を行う。

### ◆労働災害防止団体と連携した取組み

- ・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の弱体化が懸念されており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会の活動を支援する。

## イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

### ○メンタルヘルス対策

#### (目標)

平成 29 年（2017 年）までに労働者への教育研修・情報提供を徹底するとともに、平成 29 年（2017 年）までに労働者数 50 人以上の規模の事業場で、職場復帰における支援に取り組んでいる事業場の割合を、50%以上とする

(参考) 過去の推移

・平成 19 年時点で労働者数 5000 人以上	100.0%
1000 人～ 4999 人	69.2%
300 人～ 999 人	38.7%
100 人～ 299 人	19.6%
50 人～ 99 人	8.8% (労働者健康状況調査)

#### ◆メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・職場環境の改善・快適化を進めることにより、メンタルヘルス不調を予防するという観点から、パワーハラスメントも含め、職場における過度のストレスの要因となるリスクを特定、評価し、必要な措置を講じてリスクを低減するリスクアセスメントのような新たな手法を検討する。

#### ◆ストレスチェック制度の活用促進

- ・新たに労働安全衛生法に取り入れられたストレスチェック制度の普及・実施を徹底する。

#### ◆取組方策の分からない事業場への支援

- ・労働安全衛生法改正により、すべての事業場にストレスチェックや、希望する労働者への面接指導等の措置が導入されるが、このほかにもストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場が高い割合（42.2%（平成 19 労働者健康状況調査））となっているため、事業者がこうした取組が行えるように支援措置を充実する。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。

#### ◆職場復帰対策の促進

- ・メンタルヘルス対策の取組が進んでいない事業場でも、容易に職場復帰支援に取り組むことができるよう、メンタルヘルス対策支援事業等を通じて、職場復帰支援の事例を収集し、事例集としてまとめる。また、収集した職場復帰支援の事例について分析を行い、事業場の規模等に対応した職場復帰支援に係るモデルプログラムを作成する。これらを働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等を通じて広く提供する。
- ・事業者がメンタルヘルス不調者の職場復帰支援に積極的に取り組むよう、事業者に対する支援措置について検討し、その充実を図る。



## ○過重労働対策

### (目標)

平成 20 年（2008 年）と比較して、平成 29 年（2017 年）までに週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 37%減少させる

(参考) 過去の推移 平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年 平成 22 年 平成 23 年  
(週 60 時間雇用者割合) 10.3% → 10.0% → 9.2% → 9.4% → 9.3% (労働力調査)

### ◆健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。
- ・事業者による健康管理の質の向上のため、健診結果、事後措置実施結果の効果的な活用手法を開発し、その実施を促進する。

### ◆働き方・休み方の見直しの推進

- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すことを通じ、時間外労働の削減を推進する。

## ○化学物質による健康障害防止対策

### (目標)

職場における化学物質管理の推進のため、平成 29 年（2017 年）までに、GHS 分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を 80%以上とする。

(参考) 過去の推移  
・平成 18 年時点で MSDS が添付されている割合 65.7% (労働環境調査報告)

### ◆発がん性に着目した化学物質規制の加速

有害性が明らかになっていない化学物質について、発がん性に重点を置いて、有害性評価とその結果等に基づく必要な規制を迅速に行う仕組みを構築する。

#### ①化学物質の有害性情報の集約化

- ・行政機関が自ら行う有害性調査の情報だけでなく、化学品メーカーなど、事業者が保有する有害性情報を広く収集し、蓄積・共有する仕組みを構築する。有害性情報の収集に当たっては、一定の基準を設け、事業者に対して情報の提供を義務づけることも検討する。

#### ②発がん性に重点を置いた有害性情報等に基づく化学物質の有害性評価と対応の加速

- ・特定化学物質障害予防規則等による規制のない化学物質について、有害性情報の活用、変異原性試験等の実施、がん原性試験の効率化等により、発がん性の可能

性の評価を加速する。

- ・発がん性があると評価された化学物質については、速やかに職場での労働者のばく露の状況を把握してリスク評価を行い、労働者の健康障害防止のための規制の要否の判定を行う。
- ・新たに規制を行うこととなった化学物質については、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定基準等の策定の作業環境管理対策とともに、防毒マスクの使用などの作業管理対策を速やかに策定し、徹底を図る。

### ③発がん性が疑われる段階での対策の強化

- ・化学物質のうち、強い変異原性等が確認され、労働者の健康障害のリスクの考えられる物質については、健康障害防止のための技術指針を作成し、周知、措置の徹底を図る。

### ◆作業環境管理の徹底と改善

- ・作業環境中の濃度測定方法が未確立の化学物質について、測定を行わなくても化学物質の性状や取扱量等の情報から作業環境中の濃度が推定できる手法等を活用した健康障害防止措置の普及を図る。
- ・リスクに基づく合理的な化学物質管理の一環として、発散抑制措置の性能要件化の普及を図るとともに、個人サンプラーによる作業環境中の化学物質濃度測定の導入について検討する。

### ◆危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・危険有害性を有する化学物質について、危険性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進を図る。
- ・化学物質の製造、輸入から使用、廃棄に至る一連の流通経路を通じて、危険有害性情報を伝達・提供することができるよう、省庁横断的な取組により合理的な化学物質管理体制の構築を目指す。

## ○腰痛予防対策

### （目標）

平成 20 年（2008 年）と比較して、平成 29 年（2017 年）までに腰痛（労働災害）を 22.5%減少させる

（参考）過去の推移    平成 19 年    平成 20 年    平成 21 年    平成 22 年    平成 23 年  
5,287    →    5,556    →    4,870    →    5,018    →    4,822

### ◆腰痛予防教育の強化

- ・特に腰痛が懸念される社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

### ◆介護労働者に配慮した介護手法の普及（再掲）

- ・社会福祉施設に対しては、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、

介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。

- ・上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報を収集し、マニュアル等を見直し、普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。

#### ◆介護事業者に対する腰痛予防教育手法に関する講習の実施（再掲）

- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

#### ◆重量物取扱い業務に対する規制の導入

- ・腰痛の発生要因となるリスクを除去する観点から、重量物取扱い業務の腰痛予防に資する規制の導入を検討する。

### ○熱中症対策

#### （目標）

平成 20 年（2008 年）と比較して、平成 29 年（2017 年）までに職場での熱中症による休業 4 日以上労働災害の死傷者の数を 22.5%減少させる

（参考）過去の推移：集計中

#### ◆屋外作業に対する規制の導入

- ・熱中症の発生状況を勘案し、夏季の一定の時期の屋外作業について、WBGT 値の測定と必要な措置を義務付けることを検討する。

#### ◆熱中症対策製品の客観的評価

- ・熱中症対策として労働現場で用いられている製品の中には、身体の一部の温度は下がっても、身体への負担軽減につながらないものもあることから、WBGT 値の低減効果の観点から機能の評価を行い、適切な製品の選択について注意喚起を行う。

### ○放射線障害防止対策の推進

#### ◆原発事故対応の体制整備

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための準備状況を定期的に確認する。

#### ◆原発事故復旧作業と除染作業の労働災害防止

- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業の被ばく防止対策、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理対策等を着実に実施する。
- ・除染等特別地域での除染作業、復旧・復興に携わる労働者の放射線障害防止対策を

着実に実施する。

## ○受動喫煙防止対策

### (目標)

平成 29 年(2017 年)までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を 15% 以下にする

(参考) 過去の推移

・平成 19 年時点で職場で受動喫煙を受けている労働者の割合 65% (労働者健康状況調査)

### ◆普及・啓発

・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

### ◆受動喫煙防止対策の強化

・新たに労働安全衛生法で義務づけられた職場での禁煙、空間分煙の実施を徹底する。

## ウ 業種横断的な取組

### (ア) リスクアセスメントの普及促進

#### ○中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえつつ、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対しては、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- ・中小規模事業場が労働安全衛生マネジメントシステムを導入しやすくするため、実施事項を絞り込み、分かりやすい解説を盛り込んだ「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」を作成する。なお、中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。

#### ○建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携しつつ、指導する。

#### ○労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・メンタルヘルス、腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもマニュアル等の整備を進め、リスクアセスメントの実施を促進する。

- ・ 化学物質に関するリスクアセスメントの普及に当たっては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を中小規模事業場に周知・普及し、リスクアセスメントの実施を促進する。

## (イ) 高年齢労働者対策

### ○高年齢労働者の労働災害防止の取組

- ・ 高齢化や定年の延長に伴い、高年齢労働者の数が増加し、高年齢労働者の労働災害が増加していることから、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残存リスクの低減が促進されるよう、労働災害防止団体と連携しつつ、指導する。
- ・ 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育や広報により注意喚起を行う。

### ○基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・ 定期健康診断結果等に基づき、基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者については、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
- ・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

## (ウ) 非正規労働者対策

### ○非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握と対策の検討

- ・ パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇い入れ時教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の実態把握を進め、その結果を踏まえて必要な対策について検討する。

### ○雇用形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・ 建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、雇用形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいになり、労働災害が発生するようないないよう、多様な雇用形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

## (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

### 問題意識

- ・労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、平成 23 年には 33 年ぶりに 2 年連続で労働災害が増加するという事態となっている。このような厳しい状況に対応していくためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、事業者団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。
- ・民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う人材を育成することが困難になる中、こうした企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の育成と、企業が専門機関を活用しやすい仕組みの検討が必要となっている。

### 講ずべき施策

国は、上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、民間団体、専門家、関係政府機関等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

## ア 専門家と労働災害防止団体の活用

### ○安全衛生分野の専門家の育成と活用

- ・安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントの育成や能力を向上させるとともに、専門的、技術的な業務については、労働安全・衛生コンサルタントをはじめとする高度な専門性を有する民間専門家が、事業場の安全衛生水準の向上に一層活用される仕組みを検討する。
- ・様々な業界で安全衛生活動に携わってきた人材を、業種を超えて有効に活用し、事業場の安全衛生水準を高めていく方策を検討する。
- ・専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。

### ○労働災害防止団体の活動の活性化

- ・労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しつつ、引き続き必要な支援を行う。
- ・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の弱体化が懸念されており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会の活動を支援する。(再掲)
- ・労働災害防止団体が、労働災害防止団体法の精神に則り、以下の活動を実施すること

を奨励する。

- ①所管する業界に対する安全衛生指導について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。
- ②事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに様々な技術上のガイドラインを策定し、管理士などを活用して運用すること。

## イ 業界団体との協働

### ○業界団体との連携による実効性の確保

- ・安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、徳に第三次産業に重点を置きつつ、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。
- ・全国又は地域の業界団体、労働組合等が自ら行う安全衛生分野の調査研究を支援する。

## ウ 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

### ○産業保健機関、産業保健専門職の育成と積極活用

- ・メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された良質な産業保健機関の育成を図り、産業医や事業主に対し、積極的にこうした産業保健機関の活用を促進する。
- ・産業医や産業保健機関による労働者 50 人未満の小規模事業場へのサービス提供に対して、国による援助を充実することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。

### ○事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

- ・企業で安全衛生を担ってきた人材や労働安全・衛生コンサルタントを含む、安全衛生に関する専門人材を集約化し、企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関として育成するとともに、事業者が自らの事業者としての責任を果たす上で、外部専門機関を利用しやすい制度・環境の整備を図る。小規模事業場がこうした外部専門機関を活用する際には、必要な支援を行う。

## (3) 社会・企業・労働者の安全に対する意識変革の促進

### **問題意識**

- ・全国 5,300 万人の労働者の安全や健康にかかわる問題（家族も含めれば全国民的問題）であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも広く共有されておらず、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。
- ・企業が積極的に安全衛生対策を進めるようにするためには、その取組の有無が企業経営に直接影響するような仕組みが必要である。

## 講ずべき施策

全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向するような社会を実現するため、業界や企業の安全衛生の水準を可視化し、社会的評価を受けられるような仕組みを構築する。また、労働者や国民全体に直接働きかけを行うことにより、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

### ア 各業界・個別企業の労働環境水準の指標化・公表

#### ○労働環境水準の指標化

- ・労働災害の発生状況や取組だけでなく、時間外労働など労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発する。
- ・快適職場調査（ソフト面）チェックシートなど、既に構築された成果を含め、開発した指標を視覚化し、普及させる。

#### ○業界ごとや個別企業の水準公表

- ・業界別や、個別企業の評価を労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタントなどの専門家が行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業については積極的にホームページ等で公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。

### イ 重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業名の公表

- ・労働災害を繰り返して発生させたり、長時間労働が横行し過重労働による健康障害が複数発生している企業などについては、一定の基準を設け、企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表する制度を導入することを検討する。

### ウ 労働災害防止に向けた国民全体の安全意識の高揚、危険感受性の向上

#### ○不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

- ・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、体験・体感型の教育手法やIT 端末等を用いて、個々の労働者に直接浸透できるような教育用教材を開発することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を高めていく。

#### ○国民全体の安全意識の高揚

- ・国民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることについて、地域、職域、学校が連携して取り組む。
- ・大学教育における安全衛生教育のあり方について調査研究を行い、その結果を踏まえて、大学教育への安全衛生教育の取入れ方策を検討する。



## (4) 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

### 問題意識

- ・安全衛生施策は、科学的根拠に立脚した施策であり、科学研究の推進が必要不可欠であるが、そのための資源が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- ・安全衛生施策は、諸外国の知見や施策の動向を踏まえつつ、規制や基準の整合性等に配慮しながら進める必要がある。

### 講ずべき施策

#### ア 科学的根拠に基づく対策の推進

##### ○労働安全衛生総合研究所との一体的取組

- ・労働安全衛生総合研究所の調査研究と安全衛生施策との一体性、連携を強化し、科学的根拠に基づいた施策を推進する。
- ・労働安全衛生分野の研究について、労働安全衛生総合研究所が中核的役割を果たすよう機能強化を図る。

##### ○安全衛生関連研究の振興

- ・労働安全衛生分野の研究の裾野を広げるため、労働安全衛生研究振興のための予算の確保に努める。

#### イ 国際動向を踏まえた施策推進

- ・労働安全衛生に関する施策は、諸外国の知見や施策の動向を踏まえつつ推進する必要があることから、労働安全衛生総合研究所が行う調査研究活動や、専門家、諸外国との交流を通じて諸外国の最新の知見、動向を把握し、施策や規制の国際的整合性を担保するよう努める。

## (5) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

### 問題意識

- ・労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種については、発注者等に対する責任は限定的となっている。幅広い業種で、請負構造が重層化、複雑化している現状を踏まえ、発注者等による取組を強化する必要がある。
- ・産業現場で使用される機械等については、機械の包括的安全基準により、機械の本質安全化に向けた取組を推進してきたが、労働安全衛生法の中で、労働者に機械を使わせる事業者の責任にとどまらず、機械の製造者も一定の責任を負う仕組みについて検討していく必要がある。
- ・労働安全衛生法の体系下では、機械等の技術基準として多数の構造規格が定められているが、

技術の進歩に応じた見直しが不断に行われるよう、日本工業規格（JIS）規格等をできるだけ引用し、より迅速な対応を図る必要がある。

- ・雇用形態が多様な労働者が混在していたり、雇用関係のない納入業者等が出入りするような場で労働災害を防止するためには、個々に事業者責任を規定する体系に加え、施設等の管理者の責任のあり方についても検討していく必要がある。

## **講ずべき施策**

建設業にとどまらず、幅広い業種で請負構造が重層化、複雑化している現状を踏まえ、事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上位の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

### **ア 発注者による安全衛生への取組強化**

#### **○発注者による安全衛生への取組強化**

- ・様々な業界で業務の外注化、重層下請化が進む中、外注化によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。
- ・自らが管理する施設等の危険性又は有害性が、それらを使用する第三者に与える影響の除去、管理に係る新たな責任のあり方について検討する。

#### **○荷主による取組の強化（再掲）**

- ・荷主が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送での運送業者側、荷主側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、それぞれが実施すべき事項等について、役割分担に基づく措置の実施を促進する。

#### **○建設工事発注者に対する要請（再掲）**

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事について、同様の取組が取られるよう広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベスト飛散防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携しつつ、重点的に対応する。

### **イ 製造段階での機械の安全対策の強化**

製造業では、依然として機械により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業など第三次産業でも食品加工機械等による労働災害が発生していることから、重点的に指導を行うとともに、機械の本質安全化を推進する。

## ○機械災害に対する重点的指導（再掲）

- ・機械災害が頻発している製造業を重点に、機械災害が発生した事業場に対して、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械の安全性に問題がある事案については、製造者に対して改善指導を行う。

## ○機械の本質安全化の促進

- ・機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があることから、労働現場で使用されるあらゆる機械について、機械の製造者に対する当該措置を強化する。
- ・機械メーカーや業界と連携しつつ、機械の種類ごとの安全水準を評価する仕組みの構築を検討するとともに、一定以上の安全水準が確保された機械の使用を推奨する。

## ○機械災害の公表制度の導入

- ・機械による労働災害情報をもとに、機械の重大な欠陥により、重篤な労働災害が発生し、当該機械の販売先が特定できない等、同種災害を防止する必要がある場合は、機械の製造者名の公表や、製造者による機械の回収・改善を図る制度について検討する。
- ・ユーザーによる使用方法に明らかに問題があり、製造段階で対処できないような事案については、誤った使用方法により発生する労働災害の事例を具体的に公表し、広く周知することで同種災害を防止する。

## ○機械等の技術基準の見直し

- ・機械等による労働災害を防止するため、技術の進歩等に合わせて機械等の技術基準に関する労働安全衛生関係法令を見直す。また、構造規格等の技術基準を設定する際は、技術基準の整合化等を促進するため、日本工業規格（JIS 規格）等を積極的に引用する。

## ウ 労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

- ・労働災害は、アスベストの周辺住民被害、クレーンの倒壊による一般家屋被害、足場倒壊による通行人被害、爆発火災災害による周辺被害等、時として周辺住民等にも影響を及ぼすことから、労働者のみを守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとし、他省庁の施策との一層の連携を図る。

## 6. 災防計画のPDCA サイクルの強化

- ・この計画に基づく取組が着実に実施されるよう、計画通りに取組が進められているか、計画的・組織的に進行管理を行う。
- ・毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、安全衛生分科会に報告・公表する。また、必要に応じ、計画の見直しを検討する。
- ・労働災害防止計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価

するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済関係の変化も含めて分析を行う。